

議第111号

山形県衛星通信システム第3世代化工事請負契約の一部変更について

山形県衛星通信システム第3世代化工事請負契約の一部を次のように変更する。

議決年月日及び番号	内 容		
	事 項 名	変 更 前	変 更 後
令和7年7月1日 議第97号	契 約 金 額	904,970,000円	947,887,600円

提 案 理 由

工事を実施した結果、設計の一部を変更して実施する必要があるので提案するものである。

議第112号

山形県生涯学習センター非常用自家発電装置更新工事請負契約の締結について

県は、次により請負契約を締結することができる。

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 山形県生涯学習センター非常用自家発電装置更新工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 山形市緑町地内 |
| 3 | 工 期 | 着工 契約の効力の発生する日の翌日
完成 令和10年3月24日 |
| 4 | 契 約 金 額 | 759,000,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 山形市黄金74番4号
株式会社東照電気
代表取締役 栗 原 忠 直 |

提 案 理 由

山形県生涯学習センター非常用自家発電装置更新工事について請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案するものである。